

# 12

2018

vol.519

公益社団法人愛知労働基準協会



揺き上げ文大正ガラス花瓶



エー・アール・ケイ マンスリー

## CONTENTS

- 2・3 ・ARKインタビュー
- 4 ・愛知県の最低賃金  
・災害発生状況
- 5 ・平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱
- 6 ・働き方改革関連法説明会～非正規雇用労働者の処遇改善に向けて～  
・ハローワーク名古屋中と愛知労働局（職業安定部・需給調整事業部）が移転・併設します  
・「あいち健康経営アワード」を創設しました
- 7 ・働き方改革の推進に向けた取組に関する要請  
・36協定未届事業場に対する相談指導事業
- 8 ・「第6回がん就労を考える会」報告
- 9 ・第2回労務管理セミナー「働き方改革に対応した人事労務管理」報告
- 10 ・第3回労務管理セミナー「『働き方改革関連法』の成立を踏まえた実務対応」報告  
・新春懇談会開催案内  
・第38回理事会開催報告
- 11 ・セミナー開催案内  
・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育（6時間コース）開講
- 12 ・技能講習等講習会予定表

# ARKインタビュー

当協会役員の安全衛生や働き方に関する考え方等を紹介するコーナー。今月は小笠原副会長です。

副会長 小笠原 剛 氏 (株式会社三菱UFJ銀行 顧問)

〔略歴〕

1977年に(株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)に入行。2011年に三菱東京UFJ銀行専務取締役、12年に代表取締役副頭取。16年より常任顧問。17年より(株)御園座代表取締役会長、18年より同行顧問、現在に至る。

17年より当協会副会長。



小笠原副会長

## 「至誠天に通ず」

はじめに当協会の役員としての抱負を伺いた  
いのですが。

当協会は1951年に設立された大変歴史のある協会  
で、これまでに当行の前身である東海銀行頭取の加藤  
隆一さんが会長を務めたり、同じく頭取の伊藤喜一郎  
さん、合併後には、私の前任の古角保顧問をはじめと  
した中部駐在トップといった先輩たちが副会長を務め  
てくれました。

私も昨年から副会長を務めていますが、愛知県内  
の企業や事業場としっかりとコミュニケーションを  
とっていくとともに、愛知労働局をはじめとした行  
政ご当局からのご要請やご期待にもきっちりとお応  
えしていかなければいけないと、まさしく身が引き  
締まる思いです。今回のインタビューを機に歴史等  
を振り返ってみて、改めて当協会の重要性を感じた  
ところです。

安全衛生に対する考え方をお聞かせください

銀行は製造業と比較すると危険の度合いは低いかも  
しれませんが、いろいろなところに危険は潜んでいま  
す。例えば、行内の食堂やゲストハウスにも安全衛生  
を脅かす危険があります。安全衛生がしっかりと確保  
されて、仕事が成り立つわけですから、最も重要なこ  
と、業務の一番上にくるものとの思いで取り組んでき  
ました。

また、銀行は、電気やガス等と同様に社会を支える  
インフラです。行員の安全衛生が確保されなければ、  
インフラとしての機能が果たせなくなります。その意  
味においても大変重要だと認識しています。

ワーク・ライフ・バランスを含めた働き方  
についてはどのようにお考えでしょうか。

CS（お客さま満足度）とES（従業員満足度）とい  
う言葉がありますが、私は、従業員の日々の満足がな  
ければ、お客さまに満足していただくことはできない  
と言い続けてきました。そして、どれだけ気持ちよく  
働けるかが従業員の満足度につながるというのが私の  
信念です。そのためには、職場の雰囲気をよくするこ  
とは勿論のこと、できる限り定時に帰れるようにし  
て、家族と一緒に過ごしたり、趣味に時間を使ったり、  
また休日にしっかり休んで活力を養ってもらうこと  
等が重要で、そうしたことを強く思ってきました。

その一つの方策として、私は以前から在宅勤務制度  
を実現したいと考えていました。当行では、役職者に  
限定していますが、会社のパソコンを自宅に持ち帰  
り、印刷はできませんが、資料を作成することができ  
るようになりました。「自宅でも仕事をするように」  
とのシグナルと受け止められないよう十分に注意する  
必要はありますが、育児と仕事を両立しているような  
方が、終日、自宅にいて、あるいは早く退社して子供  
さんの就寝後等、自分の都合が良い時間に仕事ができ  
るので非常に良い制度だと思います。また、一日24  
時間をうまく使うことができますので、皆がハッピー  
になるのではないのでしょうか。

私は仕事が大変なときこそ、早く帰るようにしてき  
ました。昔は持ち帰り残業におおらかな時代でしたの  
で、家で食事をして子供が就寝後、23時から2時くら  
いまで仕事をしていました。睡眠時間は減りますが、  
非常に集中して仕事ことができました。上司から、「なぜ  
早く帰るんだ。」と言われましたが、次の日には仕事  
ができていますから、文句は言われませんでしたね。

金融業界は人員削減もあり、業務量は増えています。必要な知識も増えています。本誌10月号で、丹羽副会長（東邦ガス（株） 副社長）も言われていますが、働き方改革はやはり生産性の向上と一体です。生産性を上げれば労働時間は短くなります。仕事の手順を変えたり、できる限りIT化するなどして労働時間を短縮していくことが大切です。

IT化と言いましたが、AIがすべてを調べてくれたら楽だと思います。以前にIBMの認知型コンピュータ「ワトソン君」について説明を受けたことがあります。もちろん判断は人が行うわけですが、極めて高い情報収集能力がありますので非常に素晴らしいと思います。AIは、データを覚えさせることは大変だと思いますが、金額が下がり、皆が使いこなせるようになったらとても有効ですね。私たちの時代は、調べたいことがあれば図書館に行かなければなりませんでしたが、今はインターネットですぐに検索できます。今後、AIが普及し使いこなせるようになれば、随分、生産性は上がると思います。

#### 期待する人材像を教えてください。

まずは、自分が決めたことは何があってもやり通すという情熱を持っている人材です。上司がNOと言ったときに、しっかりと議論して納得してやめるのは良いですが、ただ言われたからという人材は伸びていきません。そういう人材ばかりでは、その会社も発展しませんね。

そして、自分が行うべき仕事の順番が判断できることが大切です。私たちの時代と違って、限られた時間の中で仕事をしていかなければなりませんので、自分の仕事を客観的にみて、今の状況下ではどういう順番が適切かを判断していくことがより一層重要です。この判断力は日頃の訓練で身に着けるしかありません。

#### 仕事に対する取組姿勢を教えてください。

仕事は誰のためにやるのかといえば、「会社のため」でも「自分のため」でもなく、私たちはお客さまから利益をいただいていますので、「お客さまのため」にすべきだと思っています。これはどの会社も同じだと思います。「この仕事はお客さまのためになっているか」ということを常に部下に言い続けています。そして「お客様のため」を少し削り、「銀行のため」とならないよう、軸をしっかり持つよう言い続けていかなければいけないと思っています。「会社のため、銀行のために仕事をする」というのは聞こえはいいのですが、結局「お客さまのため」を軸にしていない会社はダメになっていったのは歴史が証明しています。

また、当行は規模も非常に大きいですから、世間の大企業への期待度もあると思います。したがって、社会貢献についても考えてきました。御園座の再建そして会長をお引受したのもその一環です。当時は名鉄ホールが既になくろうとしており、近いうちに中日劇場も幕を下ろすと言われていました。何もかもなくなって良いのか、演劇や音楽の名古屋飛ばしになってはいけないと思いました。名古屋という大都会に劇場がひとつもないということはあり得ないだろうと。そして、今はインターネットの普及で好きなときに画像がみられますが、一方、生のライブもみたい、一期一会で一回きりのものをみたいと思われる方も多いのではないのでしょうか。歌舞伎は400年続きました。この歌舞伎の伝統を残すためにも御園座は必要です。経営状況は大変ですが、面白いものには人が集まると思っています。

加えて、銀行に入行して41年ですが、海外が10年、東京が20年と、当地域の勤務が短いので、地域に恩返したい、地域の発展に貢献したいという気持ちも強いですね。熱田神宮の総代もお引き受けしていますが、お願いされた仕事はなるべくお引受するように心がけてしています。

#### ご自身の健康法を教えてください。

ゴルフで股関節を痛め、それまでは、ウォーキングやジョギングをしていましたが、ドクターストップがかかってしまいました。そこで、今は週末に水泳をやっています。ゴルフは随分回数が減りましたね。あとはしっかりと睡眠時間をとることですね。

#### 最後に座右の銘を伺えますか。

「至誠天に通ず」です。何事も真摯に真心をもって当たれば、必ず相手に通じるということで、大事にしています。



#### 【三菱UFJ銀行の概要】

UFJ銀行（東海銀行と三和銀行の合併）と東京三菱銀行（東京銀行と三菱銀行の合併）が2006年に合併して、三菱東京UFJ銀行に。2018年から三菱UFJ銀行に行名を変更。資本金は1兆7,119億円（単体）、従業員数は34,101名（単体、2018年3月末）。支店は国内：754店・海外：79店（2018年3月末）。

# 愛知県の最低賃金

愛知労働局

※使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

## 【地域別最低賃金】・・・効力発生日:平成30年10月1日

| 最低賃金名   | 時間額(円) | 適用労働者の範囲                                                              |
|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 愛知県最低賃金 | 898    | 愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。<br>※愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。 |

## 【特定最低賃金】・・・効力発生日:平成30年12月16日

| 最低賃金名                                                                                                                              | 時間額(円) | 適用労働者の範囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、<br>鋼材製造業<br>(表面処理鋼材を除く。)                                                                                             | 957    | <p>左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。</p> <p>ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。</p> <p><b>適用除外労働者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者</li> <li>清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者</li> <li>次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者                         <ol style="list-style-type: none"> <li>①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業<br/>軽易な運搬の業務に主として従事する者</li> <li>②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業<br/>部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者</li> <li>③輸送用機械器具製造業<br/>手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者</li> </ol> </li> </ol> |
| はん用機械器具、<br>生産用機械器具、<br>業務用機械器具製造業<br>(建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。) | 928    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 電子部品・デバイス・電子回路、<br>電気機械器具、<br>情報通信機械器具製造業<br>(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)                                                          | 901    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 輸送用機械器具製造業<br>(建設用ショベルトラック製造業を含む。<br>自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)                                                            | 936    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 自動車(新車)小売業                                                                                                                         | 921    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

必ずチェック  
最低賃金  
使用者も、労働者も。



WEBで確認！  
最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外労働・休日労働に対する賃金 ④深夜労働に対する割増賃金 ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



愛知労働局は、働き方改革を通じた  
人材確保対策『AICHI WISH』  
を実施しています。

愛知労働局  
労働基準監督署  
公共職業安定所

## 災害発生状況

愛知労働局

### 愛知県の全産業死亡災害一覧

| 発生日・時間             | 業種  | 労働者数        | 被災者<br>職名 | 年齢  | 事故の型         | 起因物            | 災害状況                                                                                                                               |
|--------------------|-----|-------------|-----------|-----|--------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月<br>16:30~17:00 | 製造業 | 100~<br>299 | 作業員       | 40代 | 飛来、<br>落下    | クレーン           | 建築用鉄骨をクレーンにて、構内運搬用のトラック荷台に4本積み込む作業中、最後の1本を積み込み、玉掛け用ワイヤロープを外し、フックを巻き上げたところ、当該鉄骨が崩れ、落下し、橋形クレーンを運転していた被災者が当該鉄骨と、背後に積まれていた鉄骨に胸部等を挟まれた。 |
| 2月<br>9:00~9:30    | 運送業 | 50~99       | 管理者       | 30代 | その他          | 起因物<br>なし      | 午前0時に出社した被災者が、午前8時ごろに事業場内で倒れているのが発見された。                                                                                            |
| 10月<br>4:30~5:00   | 商業  | 30~49       | 配達員       | 60代 | 交通事故<br>(道路) | 乗用車、<br>バス、バイク | 新聞配達中の原付が右折する際に、対向の直進車両と衝突した。                                                                                                      |

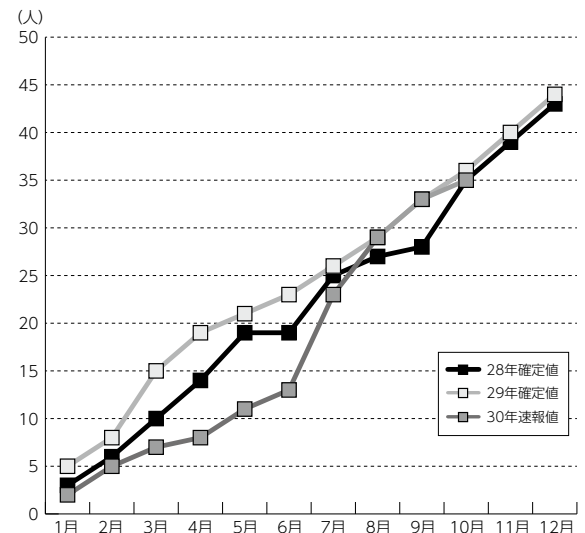


## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（平成30年11月5日現在の速報値）

### 平成30年発生分

| 業 種             | 年 別               | 平成30年 | 平成29年同期 | 平成29年確定値 |
|-----------------|-------------------|-------|---------|----------|
| 製 造 業           | 食 料 品 製 造 業       | 14    | 9       | 11       |
|                 | 化 学 工 業           | 0     | 1       | 1        |
|                 | 鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属     | 1     | 1       | 3        |
|                 | 金 属 製 品           | 1     | 2       | 2        |
|                 | 一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用 | 7     | 2       | 2        |
|                 | そ の 他             | 2     | 1       | 1        |
| 建 設 業           | 土 木 工 事 業         | 3     | 2       | 2        |
|                 | 建 築 工 事 業         | 7     | 12      | 15       |
|                 | そ の 他             | 2     | 4       | 6        |
|                 | そ の 他             | 2     | 6       | 6        |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 |                   | 4     | 4       | 7        |
| 商 業             | 卸 売 業             | 4     | 1       | 1        |
|                 | 小 売 業             | 1     | 0       | 0        |
|                 | そ の 他             | 3     | 1       | 1        |
|                 | そ の 他             | 0     | 0       | 0        |
| 清 掃 ・ と 畜 業     |                   | 1     | 1       | 3        |
| 上 記 以 外 の 事 業   |                   | 5     | 5       | 7        |
| 合 計             |                   | 35    | 32      | 44       |

### 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局

### 1 趣 旨

第13次労働災害防止推進計画の初年度である本年の愛知県内における労働災害発生状況は平成30年9月末現在で休業4日以上死傷災害は4,527件、内死亡者数は31人となっており、2年連続で増加している。

このような中、年の瀬を迎える慌ただしさの中で、経験不足、安全衛生教育不足等により、働く仲間の誰一人としてケガをすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、リスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進・定着により労働災害の防止を図るため「平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開する。

### 2 推進スローガン

「 無災害 みんなで迎える 明るい新年 」

### 3 職場の年末安全衛生推進運動目標

論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害の防止

### 4 平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動 実施期間

平成30年12月1日 ～ 平成30年12月31日

### 5 主 唱 者：愛知労働局・各労働基準監督署

### 6 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

### 7 主唱者および協賛者の実施事項

- (1) 局署幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロールによる労働災害防止の機運の醸成
- (2) 職場の安全衛生推進運動のポスター・リーフレット配布等による意識啓発活動
- (3) 事業者の行うリスクアセスメント等への支援・指導

### 8 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
- (2) ポスター等の掲示による意識啓発
- (3) リスクアセスメントの手法による災害防止対策
  - ・リスク対応が先送りされている応急箇所の恒久対策処置
  - ・職場内で使用される化学物質の安全データシート（SDS）情報に基づく管理
- (4) 年末年始の学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
- (5) 転倒災害防止、腰痛予防対策等の推進

詳しくは、当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）をご覧ください。

## 働き方改革関連法説明会 ～非正規雇用労働者の処遇改善に向けて～

愛知労働局

愛知労働局は、働き方改革を実現するために、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、すべての企業に改正法を理解したうえで適切な雇用管理をしていただけるよう、県内三カ所で企業の人事労務担当者を対象に下記の通り説明会を開催します。是非ご参加ください。

| 日 程                   | 会 場                          |
|-----------------------|------------------------------|
| ①1月15日(火) 14:00～16:00 | ウィルあいち(名古屋市東区上笠杉町1)          |
| ②1月16日(水) 14:00～16:00 | ウィルあいち                       |
| ③1月22日(火) 13:00～15:00 | ライフポートとよはし(豊橋市神野ふ頭町3-22)     |
| ④1月25日(金) 14:00～16:00 | 刈谷市総合文化センター小ホール(刈谷市若松町2-104) |
| ⑤1月29日(火) 14:00～16:00 | ウィルあいち                       |
| ⑥1月30日(水) 14:00～16:00 | 刈谷市総合文化センター小ホール              |

### <内容>

- ア 改正後のパートタイム・有期雇用労働法と同一労働同一賃金ガイドラインについて
- イ 労働時間法制の見直しについて
- ウ 派遣労働者の均等・均衡待遇に向けた労働者派遣法の改正について ほか

### <参加方法>

愛知労働局ホームページより申込み(先着順)

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news\\_topics/event/kaiseihou201901.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/event/kaiseihou201901.html)



申込先にとびます

お問い合わせ先：愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL：052-857-0312

## ハローワーク名古屋中と愛知労働局(職業安定部・需給調整事業部)が移転・併設します

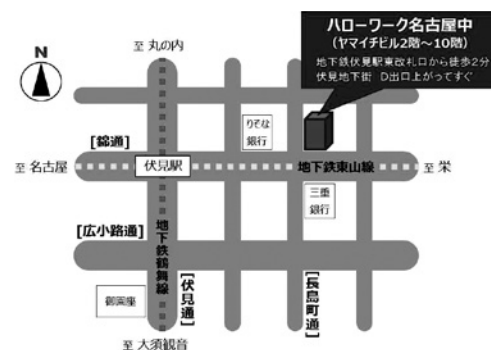
愛知労働局

愛知労働局は、平成31年2月、名古屋の表玄関「名駅地区」と繁華街「栄地区」の中心で利便性が高い「伏見地区」に、ハローワーク名古屋中およびその附属施設、愛知労働局の担当部局を集約・併設することとしました。

### 移転先(新庁舎)

名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル

同ビル内に、愛知労働局(職業安定部・需給調整事業部)も移転します。  
名称は伏見庁舎となります。



## 「あいち健康経営アワード」を創設しました

愛知県

愛知県は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に従業員の健康保持・増進を目指す「健康経営」の普及促進を図るため、積極的に健康経営に取り組む企業等を「愛知県健康経営推進企業」として登録する制度を創設するとともに、その登録企業等の中から、他の模範となる優れた取組を実践している企業等を表彰する「あいち健康経営アワード」を創設しました。

なお、「愛知県健康経営推進企業」の登録および「あいち健康経営アワード」の応募の受付は、11月12日より開始しています。

お問い合わせ先：愛知県 健康対策課健康づくりグループ TEL：052-954-6269

## 働き方改革の推進に向けた取組に関する要請

働き方改革関連法が来年4月以降順次施行されることを踏まえ、愛知労働局が働き方の見直しに向けた取組みを推進するため、「企業の実情に応じた『働き方改革の推進』に向けた取組に関する要請書」を発出されました。

当協会では、10月25日、同局労働基準部長の黒部 恭志 氏から、これを直接受領し、会員企業に速やかに周知啓発しました。



黒部労働基準部長(右)より要請書を受領

(要請書)

平成30年10月25日

公益社団法人愛知労働基準協会  
会長 大野 智彦 殿

愛知労働局長 高崎 真一

### 企業の実情に応じた「働き方改革の推進」に向けた取組に関する要請書

日本が直面する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という課題に対応するためには、労働者の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

今後、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するための「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が7月6日に公布され、この中で、労働基準法の改正により「残業時間の上限規制」「年5日間の年次有給休暇の確実な取得」等が導入され、平成31年4月1日以降順次施行されることになります。

しかしながら、愛知県内においては、人材確保の厳しさが増してきている状況にあり、人手不足が原因で労働時間の削減や年休の取得が進まないことも懸念されます。

このため、愛知労働局においては、働き方改革を進め魅力ある職場づくりをすることで企業の人材確保にもつながる特別プログラム「AICHI WISH」を展開して取組を支援しております。

働き方改革に取り組み魅力ある職場づくりを実現することは、労働者だけでなく人材を確保したい企業にとっても必要であり、これにより長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進につながるものと考えています。

厚生労働省としては、働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 36 協定未届事業場に対する相談指導事業

当協会は、愛知労働局から受託した「平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業」について、その主要事業のひとつである相談指導会を10月27日からスタートさせました。これは、元労働基準監督官や社会保険労務士等の専門家を講師とし、参加事業場における労働条件の自主点検結果等も踏まえて指導を行うものです。当協会講習会場をはじめ県内各地で開催し、土日、夜間も含めて計44回実施します。

加えて、希望される事業場については、当該事業場を訪問し個別指導も実施します。



相談指導会の風景

## 「第6回がん就労を考える会」報告

(独)労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター(産保センター)、NPO法人愛知がんセンターネットワーク、(公社)愛知県医師会および(一社)仕事と治療の両立支援ネットブリッジ共催、愛知県、名古屋市および当協会後援により、10月27日(土)に名古屋第二赤十字病院研修ホール(名古屋市昭和区)において、「がん就労を考える これまでの振り返りと今後の課題」をテーマに開催されました。

臨床医、産業医、看護師、保健師、社会保険労務士、キャリアカウンセラー、行政担当者、企業の人事担当者等幅広い職種の194名が参加され、熱心に聴講されました。

がん就労を考える会の代表世話人で、愛知県がんセンター中央病院副院長の岩田 広治 氏の開会挨拶に始まり、第1部として教育講演、第2部として活動報告、第3部としてパネルディスカッションが行われました。

### 【第1部 教育講演】 産業医科大学 産業保健学部 教授 松浦 祐介 氏

#### 講演 「産婦人科領域がんに対する両立支援の取組み」

婦人科悪性腫瘍(卵巣がん、子宮頸がん等)は、生活様式の欧米化や少子化の影響で発症が増加しており、また、他の悪性腫瘍に比較して発症年齢が若いため、就労女性が罹患することは稀ではない。卵巣がんは、手術により初めて症状が判明することから、個別に対応する必要がある。一方、子宮頸がんは、30歳以上の女性を対象とした細胞診による検診が有効とされており、検診による予防が一番の両立支援といえる。

当病院では、がん相談支援センターを平成21年に開設し、両立支援に取り組んでいるが、基本的には、治療状況や本人の家庭環境・経済的状況、職場の復帰支援制度を踏まえ、個別に対応している。婦人科臨床医の立場からは、企業・事業場内での健康教育(検診の風土づくり)や、企業・産業医・臨床医が連携し事例を共有することが必要であると考えている。

### 【第2部 活動報告】

#### 報告1 「名古屋第二赤十字病院での両立支援への取組みと課題」

名古屋第二赤十字病院(がんサポート部会メンバー) 薬剤師 高原 悠子 氏

平成25年に、がん相談・がん患者支援を担当する組織として「がんサポート部会」を設置した。就労支援はゼロからのスタートであったが、患者アンケートの結果、半数近くが治療開始前に離職していることが判明し、早い段階からの対応が重要との判断に至った。就労支援体制の構築を進めているが、医療者の意識付けや支援内容の評価、患者ニーズへの対応等が今後の課題と考えている。

#### 報告2 「両立支援促進員としての関わり」

産保センター 両立支援促進員／仕事と治療の両立支援ネットブリッジ キャリアコンサルタント 服部 文 氏

産保センターは、企業の産業保健を支援する公的機関として医療と労働を橋渡しし、休職者に関しては円滑な復職を促進する役割を担っている。当センターは、両立支援促進員2名体制により、企業・患者それぞれに支援を行っており、事例では、患者(労働者)との面談を通じて、本人や職場の状況を確認し、目的達成のための行動計画を立て、就労支援を行った。主役は患者(労働者)と職場であり、就労支援は個人と組織の協調の過程との認識の下取り組んでいる。

#### 報告3 「愛知県の取組み」 愛知県健康福祉部保健医療局 健康対策課長 杉浦 嘉一郎 氏

愛知県では「第3期愛知県がん対策推進計画」を策定し、個別目標として「がん教育の推進」を掲げ、県内の児童生徒や教職員にがんに関する正しい知識を普及するために、教育委員会の支援に取り組んでいる。具体的には、中学生向けの「がん教育モデル講座」や教職員向けの「がん教育研修会」等を行っている。また、「あいちのがんサポートブック」を作成し、支援制度等の情報を周知している。

### 【第3部 パネルディスカッション】 司会 愛知県がんセンター中央病院副院長 岩田 広治 氏

東芝メモリ(株)四日市工場 健康支援センター 高崎 正子 氏

臨床医：松浦 祐介 氏、薬剤師：高原 悠子 氏、両立支援促進員：服部 文 氏、社会保険労務士：キラキライフ社会保険労務士事務所 山下 芙美子 氏、がん相談支援センター相談員：愛知県がんセンター中央病院 船崎 初美 氏、産業医：(株)とうかい産業医オフィス 水口 要平 氏、企業関係者：アビームシステムズ(株)人事企画グループ 安田 英樹 氏

7名のパネリストが、これまでの振り返りと今後の課題について、次のとおりそれぞれの立場から意見を述べ、討論を行った。

5年前に就労支援を始めた頃は、がんに関心した患者の多くは、仕事を辞めなければいけないと思っていたが、今はそうした意識は薄れてきている。両立支援に係る情報も増え、意識の向上も図られている中、今後は、質の向上が大事になってくるのではないかと。中小企業では支援体制の整備や職場の理解等が進んでいないところもあり、課題は多く残っている。



## 第2回労務管理セミナー「働き方改革に対応した人事労務管理」 報告

当協会は10月31日(水)、ウインクあいち(名古屋市中村区)において、愛知労働局の「後援」を受け、経営者・人事労務担当者等143名の方の参加を得て、標記セミナーを開催しました。

冒頭、愛知労働局 労働基準部長の黒部 恭志 氏より、「少子高齢化で人手不足が進む中、働きやすい職場が選ばれる。他社よりも労働環境を良くし、採用や離職防止に繋げることが大切である。働き方改革関連法に関する本日の講演内容を参考にしてほしい。」との挨拶をいただいた後、「働き方改革実現会議」や「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」のメンバーとして中心的な役割を果たしてこられた東京大学 社会科学研究所 教授の水町 勇一郎 氏と、当地区を中心に活躍されているセントラル社会保険労務士法人 代表社員・特定社会保険労務士の水野 昌徳 氏による講演が行われました。



黒部部長

【講演：36協定による労働時間の上限規制と同一労働同一賃金】 水町 勇一郎 氏

なぜいま「働き方改革」が必要なのか。社会的側面としては、過労死に繋がる「長時間労働」問題と、年収200万円未満が25%を占める「正規・非正規格差」問題の是正、経済的側面としては、会社の売上が増加し賃金を上げるという「成長と分配の好循環」を目指したものである。



水町教授

### 1 長時間労働の是正など労働時間規制等の見直し

#### (1) 労働時間の上限規制(施行日 大企業：2019年4月1日、中小企業：2020年4月1日)

現行の厚生労働大臣告示を労働基準法の法文とし、これを守らなければ法違反となる。また、臨時的な事情による労使協定(特別条項)は、過労死ライン(脳・心臓疾患)を踏まえ、休日労働の時間を含むこととなった。なお、原則月45時間を超えるのは年6か月までという基準は、監督事項に入るものと考えられる。

#### (2) 使用者の年休付与義務(施行日：2019年4月1日)

中小企業も来年4月1日施行であり、最初に対処する必要がある。1人でも守れなければ法違反となり、労働者ごとに年休付与の基準日が異なる会社の場合、基準日より年休を繰上げ付与して起算日を揃え、管理し易くする方法もある。なお、労働者の時季指定や計画年休により消化された日数は義務日数に含まれる。

#### (3) 労働時間の適正把握義務(施行日：2019年4月1日)

事業者は、労働時間の状況を省令で定める方法(タイムカード、パソコンの記録等客観的な方法)により把握しなければならない。これは管理監督者や裁量労働制適用者も対象となる。なお、違反に伴う罰則はないが、安全配慮義務違反(民事損害賠償)の判断には影響する。

### 2 正規・非正規労働者間の待遇格差の是正

正規雇用労働者とパートタイム・有期雇用労働者間の不合理な待遇の相違を禁止するものであり、個々の待遇ごとに、その性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して、不合理性を判断する。「同一労働同一賃金ガイドライン案」が厚生労働大臣公示として指針化され、これを参考に整備していくこととなるが、基本給・賞与・諸手当・福利厚生等すべての待遇について均等・均衡の実現が必要となる。このほか、差別的取扱いの禁止や労働者の待遇に係る事業主説明が求められる。

なお、派遣労働者についても、労働者派遣法において同様の対応が求められる。

【講演：勤務間インターバルとは？その課題は？事例を見ながら解決策を探る】水野 昌徳 氏

勤務間インターバル制度とは、勤務終了後、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みであり、2019年4月1日からの導入が努力義務化された。

期待される効果として、事業主には、休息確保による生産性向上や人材確保等が、労働者には、長時間労働や深夜労働の削減、ワークライフ・バランスの促進等があげられる。一方、導入に向けての課題は、顧客からの重大なクレームや欠員の発生時、決算等の季節的繁忙業務への対応等があげられる。

米国人への追跡調査等でも明らかとなっており、継続的な長時間労働は健康面に悪影響を及ぼすため、事業主は生産性向上に努め、長時間労働削減に取り組む必要がある。なお、導入した場合、インターバル時間により翌日の始業時刻を超過する場合があるが、①始業時刻を遅らせる、②勤務したものとみなす(賃金支払い)等という方法が考えられる。



水野社会保険労務士

## 第3回労務管理セミナー「『働き方改革関連法』の成立を踏まえた実務対応」報告

当協会は11月7日(水)、経営者・人事労務担当者を対象に標記セミナーを開催しました。働き方改革関連法に関して、岩谷・村本・山口法律事務所 弁護士の村本 浩 氏より、詳細に解説していただきました。その中で事業主として留意すべき点を紹介します。

### (1) 36協定届の新様式

- ・平成31年4月1日以降、36協定は新様式での届出となるが、従来と異なり、一般条項と特別条項付とで様式が分かれている。特別条項付は様式が2枚に渡り、一般条項に記載する限度時間までと特別条項についてのそれぞれの内容を記載することとなる。
- ・特別条項付で注意すべきポイントは、「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の記載について、「一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要がある場合」において制限されており、「業務の都合上必要とき」や「業務上やむを得ないとき」等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められない。
- ・加えて、「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の記載について、例えば、「労使協議の上」との記載が見受けられるが、これには実際に労使で協議した証拠が必要となり、注意を要する。この他、「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康および福祉を確保するための措置」について具体的な記述が求められる。

### (2) 労働時間の適正把握

- ・「労働時間の適正把握ガイドライン」では、始業・終業時刻の確認および記録の原則的な方法として、「タイムカード」が例示されている。タイムカードに打刻された出社時刻から退社時刻までが労働時間と推定される傾向が強い。
- ・タイムカードと併せ、残業申請制度を導入する場合、タイムカードの推定を覆す信用性を備えていなければ効果はなく、分単位での正確な申告とともに、タイムカードの記録との乖離が大きい場合は是正するよう指導する必要がある。

### (3) 年次有給休暇の確実な取得

- ・年休の付与義務化への対応として、休日出勤を命じた上で、年休を取得・消化させる手法は、実質的な年休の買取と同様であり違法と判断される。

### (4) 同一労働同一賃金への対応

- ・正社員と非正規社員の待遇差について、具体的には「どうして正社員には支払われるのか、非正規社員には支払われないのか」や「どのようにして支給額が決定されたのか」等を非正規社員に説明しなければならない。使用者は、正社員と非正規社員の賃金決定に関し、基本給、賞与、諸手当の説明がつかない場合は改めて検討し、例えば、生活給となっている手当は基本給に組み込むなど、見直しを行う必要がある。

## 新春懇談会開催案内

当協会は、平成31年1月22日(火) 15時30分から、名鉄グランドホテルで標記懇談会を開催します。当協会の大野会長の挨拶後、以下のとおり進めていきます。

- (1) 来賓ご挨拶 愛知労働局 高崎 真一 局長
- (2) 転倒災害防止体操 愛知労働局 (同局が考案した転倒災害防止のための体操を行います。)
- (3) 講演「忍者と仕事」 三重大学人文学部 山田 雄司 教授

山田教授は「忍者」研究の第一人者として、世界に向け忍者文化の発信に努めていらっしゃいます。本講演では、忍者はどのような忍術を使って、いかなる仕事をしていたのか、また、その仕事に取り組むにあたって、安全や健康の確保をどのように行ってきたかを明らかにしていただきます。

会員事業場をはじめご案内状をお送りしましたので、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願いいたします。

## 第38回理事会開催報告

当協会は、11月21日(水)に名鉄グランドホテルで標記理事会を開催し、議案の「会員入会」について出席理事全員一致で可決しました。また、「上期(4～9月)の事業および収支状況」、「上期の会長、副会長および専務理事の職務執行状況」、「新しい事業の展開」および「会員任意退会」について、併せて報告しました。

## セミナー開催案内

### 現場第一線管理者研修 危険体感教育

～危険に対する感受性を高め、対応力を養います～

- 【日 時】 2019年1月30日(水) 【午前の部】 9:00～12:15 【午後の部】 13:15～16:30  
 【会 場】 株式会社トーエネック安全創造館 (名古屋市南区滝春町1-79)  
 【参加費】 会員・非会員共通 1,600円(税込)  
 【内 容】 ㈱トーエネックの教育施設「安全創造館」で、従来の「見る・聞く」安全衛生教育に加え、作業の中に潜む危険の目を実際に「体感」することにより、危険に対する感受性と安全意識の向上を目的に実施します。

### 経営者セミナー

#### 働き方改革推進関連法と企業の対応(仮題)

- 【日 時】 2019年2月1日(金) 13:20～17:30  
 【会 場】 名鉄グランドホテル11階柏の間  
 【講 師】 安西法律事務所 弁護士 安西 愈 氏  
 【参加費】 会員:15,500円(税込) (愛知県下の各労働基準協会会員) / 非会員:20,600円(税込)  
 【内 容】 目前に控えた働き方改革推進関連法の施行に対する企業の実務対応について解説します。  
 ※詳細が決定次第、当協会ホームページへ掲載します。

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法    | 当協会ホームページに各セミナーの詳細を掲載していますので、そこから申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。 |
| お問い合わせ先 | (公社) 愛知労働基準協会 教育事業部 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440                |

### フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(6時間コース) 開講

11月12日にフルハーネス型墜落制止用器具特別教育(6時間コース)の初回講習を行いました。労働安全コンサルタントの三浦 茂 氏が講師を務め、学科ではテキストでの説明の他、動画や墜落制止用器具の現物を見ていただきながら受講者の関心を喚起する講習に努めました。実技ではフルハーネスの装着とフック掛けの実習を行いました。当協会では、フック掛け訓練用にダブルランヤードと単管で製作した模擬足場を整え、2つのフックを相互に使用する2丁掛けの指導を行っています。今後も、受講者の作業環境に対応した教材を整え講習内容の充実を図っていきます。

今月以降は、12月3日(月)、10日(月)、来年1月29日(火)、2月19日(火)、3月1日(金)に講習を開催します。

受講申込の可否(空き状況)については、当協会ホームページで確認してください。

#### [受講料]

会 員 合計金額:10,472円(受講料:9,500円(消費税含む)+テキスト代:972円(消費税含む))  
 非会員 合計金額:11,972円(受講料:11,000円(消費税含む)+テキスト代:972円(消費税含む))



講師 三浦 茂 氏



フック掛けの訓練

|         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| お問い合わせ先 | (公社) 愛知労働基準協会 教育事業部 TEL 052-221-1436 / FAX 052-221-1440 |
|---------|---------------------------------------------------------|

技能講習等講習会予定表

| フォークリフト運転(31Hコース) |     | 学 科 |           | 実 技        |           |          |            |         |          |
|-------------------|-----|-----|-----------|------------|-----------|----------|------------|---------|----------|
|                   |     | 日   | 会 場       | 日          | 会 場       | 日        | 会 場        | 日       | 会 場      |
|                   | 12月 | 7   | ポーラ名古屋ビル  | 10.11.12   | NSB東海     | 13.14.17 | NSB東海      | 9.16.23 | トヨタL&F小牧 |
|                   |     | 17  | NSB東海     | 18.19.20   | NSB東海     | 21.25.26 | NSB東海      |         |          |
|                   | 1月  | 8   | 伏見第一ビル    | 9.10.11    | NSB東海     | 15.16.17 | NSB東海      |         |          |
|                   |     |     |           | 13.20.27   | 水谷運輸      | 13.20.27 | トヨタL&F北名古屋 |         |          |
|                   |     | 17  | NSB東海     | 18.21.22   | NSB東海     | 23.24.25 | NSB東海      |         |          |
|                   | 2月  | 1   | ポーラ名古屋ビル  | 4.5.6      | NSB東海     | 7.8.12   | NSB東海      | 3.10.17 | トヨタL&F小牧 |
|                   |     | 8   | 伏見第一ビル    | 13.14.15   | NSB東海     | 10.17.24 | 水谷運輸       |         |          |
|                   |     | 18  | NSB東海     | 19.20.21   | NSB東海     | 22.25.26 | NSB東海      |         |          |
|                   |     | 1   | トヨタ教育センター | 2.3.4      | トヨタ教育センター | 9.10.11  | トヨタ教育センター  |         |          |
|                   |     | 25  | アイプラザ豊橋   | 3.10.16.17 | トピー工業     |          |            |         |          |

|      | 講習会の名称                                     | 会 場          | 12月       | 1月        | 2月        |
|------|--------------------------------------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 技能講習 | ガス溶接<br>【学科1日実技1日】                         | (学)ポーラ名古屋ビル  | 11        |           |           |
|      |                                            | (学)伏見第一ビル    |           | 17        | 15        |
|      |                                            | (実)トヨタ教育センター | 15        | 19        | 16        |
|      |                                            | (学)ポーラ名古屋ビル  |           | 21        | 1         |
|      |                                            | (実)愛知製鋼      |           | 22        | 5         |
|      | 酸素欠乏・硫化水素<br>危険作業主任者<br>【学科2日実技1日】         | ポーラ名古屋ビル     | (学)4.5    | (学)8.9    | (学)5.6    |
|      |                                            |              | (実)6or7   | (実)10or11 | (実)7or8   |
|      |                                            |              | (学)11.12  | (学)15.16  | (学)12.13  |
|      |                                            |              | (実)13or14 | (実)17or18 | (実)14or15 |
|      |                                            |              | (学)19.20  | (学)22.23  | (学)20.21  |
|      |                                            | 豊橋管内         | (実)21or22 | (実)24or25 | (実)22or23 |
|      |                                            |              |           |           | (学)25.26  |
|      |                                            |              |           |           | (実)27or28 |
|      |                                            |              | (学)13.14  |           |           |
|      |                                            |              | (実)17or19 |           |           |
|      | 有機溶剤作業主任者<br>【学科2日】                        | ポーラ名古屋ビル     | 4.5       | 22.23     | 5.6       |
|      |                                            |              | 19.20     |           | 12.13     |
|      |                                            |              |           |           | 23.24     |
|      |                                            | 伏見第一ビル       | 11.12     | 9.10      | 18.19     |
|      |                                            |              |           | 15.16     | 27.28     |
|      |                                            |              |           |           | 19.20     |
|      | 特定化学物質<br>及び<br>四アルキル鉛等<br>作業主任者<br>【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル     | 5.6       | 8.9       | 4.5       |
|      |                                            |              | 10.11     | 15.16     | 12.13     |
|      |                                            |              | 20.21     | 24.25     | 18.19     |
|      | プレス機械作業<br>主任者【学科2日】                       | 豊川市文化会館      |           | 30.31     |           |
|      |                                            | ポーラ名古屋ビル     | 17.18     | 29.30     |           |
|      |                                            | 伏見第一ビル       |           |           | 20.21     |
|      | 乾燥設備作業主任者<br>【学科2日】                        | ポーラ名古屋ビル     |           | 8.9       |           |
|      |                                            | 伏見第一ビル       | 13.14     |           | 13.14     |
|      |                                            | 産業人材支援センター   |           |           | 6.7       |

|       | 講習会の名称                                     | 会 場                    | 12月            | 1月                    | 2月                  |
|-------|--------------------------------------------|------------------------|----------------|-----------------------|---------------------|
| 技能講習  | はい作業主任者【学科2日】                              | 伏見第一ビル                 | 17.18          |                       | 25.26               |
|       | 石綿作業主任者【学科2日】                              | ポーラ名古屋ビル               | 12.13          |                       | 25.26               |
|       | 鉛作業主任者【学科2日】                               | ポーラ名古屋ビル               |                | 31.2/1                |                     |
|       | 高所作業車<br>【学科1日実技1日】                        | 伏見第一ビル<br>ポリテクセンター     |                | 15<br>16or17          |                     |
|       | アーク溶接<br>【学科1.5日実技1.5日】                    | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         |                |                       | 20.21               |
|       |                                            | (実)豊田自動織機              |                |                       | 23                  |
|       |                                            | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         |                | 19.20                 |                     |
|       |                                            | (学)(実)伏見第一ビル           | 20.21          |                       |                     |
|       |                                            | (実)ポリテクセンター中部          | 22             | 26                    |                     |
|       |                                            | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         |                | 21.22;30.31           |                     |
| 特別教育  | 自由研削といし取替・試運転<br>【学科1日実技0.5日】              | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         |                | 28                    | 4                   |
|       | 機器研削といし取替 試運転<br>【学科1日実技0.5日】              | (学)(実)トヨタ教育センター        | 4.5            |                       | 21.22               |
|       | 産業用ロボット(検査・教示)<br>【学科2日実技1日】<br>【学科2日実技1日】 | (学)ポーラ名古屋ビル<br>(実)三菱電機 | 3.4<br>5or6or7 |                       | 18.19<br>20or21or22 |
|       | ダイオキシン                                     | ポーラ名古屋ビル               | 3              |                       |                     |
|       | 粉じん【学科1日】                                  | ポーラ名古屋ビル               |                |                       | 1                   |
|       | 低圧電機<br>【学科1日実技1日】                         | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         | 17.18          | 10.11                 | 7.8                 |
|       | フルハーネス(6H)                                 | ポーラ名古屋ビル               | 3or10          | 29                    | 19                  |
|       | 安全衛生推進者                                    | ポーラ名古屋ビル               |                |                       | 20.21               |
|       | 安全管理者選任時                                   | ポーラ名古屋ビル               |                | 21.22                 |                     |
|       | 局所排気装置等自主検査者<br>【学科2日実技1日】                 | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         |                | (学)15.16<br>(実)17or18 |                     |
| 能力向上等 | 衛生管理者(一種)【学科4日】                            | 伏見第一ビル                 | 3.4.5.6        |                       | 4.5.6.7             |
|       | エックス線作業主任者                                 | ポーラ名古屋ビル               |                |                       | 25.26.27.28         |

|     | 研修などの名称                             | 12月 | 1月       | 2月    |
|-----|-------------------------------------|-----|----------|-------|
| 研 修 | 危険予知訓練 (KYT) 1日研修                   | 14  |          | 22    |
|     | 労災保険実務講座 (伏見第一ビル)                   | 7   |          |       |
|     | 第2回メンタルヘルスセミナー                      |     |          | 18    |
|     | 現場第一線管理者研修 (トーエネック安全創造館)            |     | 30       |       |
|     | 経営者セミナー (名鉄グランドホテル)                 |     |          | 1     |
|     | 「同一労働同一賃金」の実施に向けた実務対応セミナー (豊川市文化会館) |     |          | 13    |
|     | 外国人技能実習制度養成講習 (伏見第一ビル)              |     | 23.24.25 |       |
|     | 事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修                |     |          | 14.15 |
|     |                                     |     |          |       |
|     |                                     |     |          |       |

※上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。 ※日付の 〇 の表示は、土・日・祝日です。

表紙写真コメント

株式会社富士プレス 代表取締役社長 高羽 直樹

今月の表紙画像は、青と白の美しいコントラストが目を引く、掻き上げ文の花瓶です。この独特の波目模様は、吹きガラスを作る過程で、地ガラスの上に白い紐ガラスを幾重にも巻き付け、最後に表面を引掻くことで得られます。  
掻き上げ文は、それだけでもお洒落で洗練された印象になりますが、加えて本品は、フリルの口縁やピンクの内壁などモダンなデザインを駆使し、まるでクリスマス・プレゼントの包みのような、華やかな一品に仕上がっています。